

別記 1 [保安距離]**1 保安対象物及び保安距離**

保安対象物及び保安距離は、次によること。

(1) 住居の用に供するもの 10m以上 (政令第9条第1項第1号イ)

- ① 「住居の用に供するもの」とは、次の(2)から(4)までに掲げるものの以外の建築物及びその他の工作物で、製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅、作業所併用住宅等（他用途併用住宅は全体が1の保安対象物となる。）をいう。
(政令第9条第1項第1号イ)

しかし、製造所の存する敷地と同一の敷地内に設けるものであっても、防災上の観点からできるだけ安全な場所を選定し、かつ、できる限り相互の距離を保つべきである。

- ② 「その他の工作物」とは、廃バス、台船等の住居に用いられているものをいう。

- ③ 宿直室（自炊の厨房用火気を常備しているものも含む。）、住宅敷地内倉庫については、住居の用に供するものではない。

(昭和37年4月6日付自消丙予発第44号質疑)

(2) 学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設 30m以上 (政令第9条第1項第1号ロ、規則第11条)

- ① 「学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設」とは、直接その用途に供する建築物（学校の場合は教室のほか体育館、講堂等、病院の場合は病院のほか手術室、診療室等）をいい、付属施設（倉庫、ボイラー等）とみなされるもので、かつ、独立しているものは含まない。

また、百貨店は、学校、病院、劇場その他多数の人を収容する施設に該当しない。

(昭和51年9月22日付消防危第56号質疑)

- ② 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校をいう。
(規則第11条第1項第1号)

なお、健全な成人又はそれに近い学生を収容する大学や各種学校は除かれる。

- ③ 「病院」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の収容施設を有するもの）をいう。
(規則第11条第1項第2号)

- ④ 「劇場」とは、劇場、映画館、演芸場、公会堂、その他これらに類する施設で、300人以上の人員を収容することができるものをいう。
(規則第11条第1項第3号)

- ⑤ 「その他多数の人を収容する施設」とは、次の施設等で20人以上の人員を収容することができるものをいう。
(規則第11条第1項第4号)

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）

エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条第1項に規定する母子福祉施設

カ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第5号に規定する障害者職業能力開発校

キ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第4項（第4号を除く）に規定する特定民間施設

ク 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設及

び同条第29項に規定する介護医療院 ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設、同条第11項に規定する障害者支援施設、同条第27項に規定する地域活動支援センター又は同条第28項に規定する福祉ホーム

(3) **重要文化財等の建造物** **50m以上** (政令第9条第1項第1号ハ)

文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物

(4) **高圧ガス施設等** **20m以上** (政令第9条第1項第1号ニ)

高圧ガス施設等とは、高圧ガスその他災害を発生させるおそれのある物を貯蔵し、又は取り扱う施設で、次に定める施設（当該施設の配管のうち製造所の存する敷地と同一の敷地内に存するものを除く。）とする。
(規則第12条第1項第1～4号)

- ① 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第5条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない高圧ガスの製造のための施設（高圧ガスの製造のための設備が移動式製造設備（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第12号又は液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第1項第9号の移動式製造設備をいう。）である高圧ガスの製造のための施設にあっては、移動式製造設備が常置される施設（貯蔵設備を有しない移動式製造設備に係るものを除く。）をいう。以下この①において同じ。）及び同条第2項第1号の規定により都道府県知事に届け出なければならない高圧ガスの製造のための施設であって、圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が1日30m³以上である設備を使用して高圧ガスの製造（容器に充てんすることを含む。）をするもの。
 「移動式製造設備が常置される施設」とは、いわゆる高圧ガスのバルクローリーのように移動式製造設備及び高圧ガスを運搬するための容器の双方を固定した車両が常置される車庫等を指すものである。
 (平成10年3月4日付消防危第19号)
- ② 高圧ガス保安法第16条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない貯蔵所及び同法第17条の2の規定により都道府県知事に届け出て設置する貯蔵所（高圧ガスの製造のための設備が、移動式製造設備である高圧ガスの製造のための施設により高圧ガスの貯蔵がなされる場合を含む。
 (平成10年3月4日付消防危第19号)
- ③ 高圧ガス保安法第24条の2第1項の規定により、都道府県知事に届け出なければならない液化酸素の消費のための施設
- ④ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第3条第1項の規定により経済産業大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならない販売所で300kg以上の貯蔵施設を有するもの。

(5) **特別高圧架空電線** (政令第9条第1項第1号ホ・ヘ)

- | | |
|------------------------------|-----------|
| ① 使用電圧が7,000Vを超え35,000V以下のもの | 水平距離 3m以上 |
| ② 使用電圧が35,000Vを超えるもの | 水平距離 5m以上 |

2 保安距離の起算点

保安距離の起算点は、次によること。

- (1) 保安距離は、水平距離によるものであり、当該距離の起算点は保安対象物から当該製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側までの間の距離をいう。
(政令第9条第1項第1号)

- ただし、1mを超える軒、ひさし、その他これらに類するもの（以下「軒等」という。）の下において危険物を取り扱う場合には、保安物件から軒等の先端から起算することを原則とする。
- (2) 「製造所の外壁又はこれに相当する工作物の外側」とは、製造所等の建築物の外壁（建築物によって構成されていない場合は製造所等を構成している設備等の設置エリア）の外側とする。
- ただし、配管は含まれないが、保安物件との間に十分な距離を保つよう指導する。（★）
- また、屋外に設置される設備等で全く危険物の取扱いがなく、かつ、保安物件に影響を及ぼすおそれのないものについては、これらによらないことができる。
- (3) 屋外タンク貯蔵所にあつては、タンクの側板外面〔タンク本体の附属設備（マンホール等）、保温材等を除く。〕から測定するものとする。
- (4) 政令第9条第1号ロの学校等に係る保安距離は、児童、生徒等を収容する建築物等自体からの保安距離を規定したものであつて、グラウンドに砂場、鉄棒等がある場合でも敷地境界線から測定する趣旨のものではない。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号）
- (5) 保安対象物の測定点にあつては、原則として、上記(1)から(4)に準じることとするが、将来的に敷地内に保安対象物が建築（設置）されることが見込まれる際等、特定の建築物等からの距離起算が困難な場合は、敷地境界線からの起算距離とすること。（★）

3 保安距離の特例（政令第9条第1項第1号ただし書）

(1) 認定保安距離

政令第9条第1項第1号ただし書を適用する場合は、つぎの①、②による場合とし、市町村長等が定める距離は、個々の事案について決められものである。（★）

なお、運用にあつては別添1（認定保安距離の運用）によること。

- | | |
|--|------------------------|
| ① 既設の製造所そのものに変更がなく、当該製造所の周辺に後から保安対象物が設置された場合 | （昭和39年9月30日自消丙予発第107号） |
| ② その他市町村長等が認めた場合 | |

(2) 認定保安距離以外の場合

認定保安距離によらず政令第23条を適用して保安距離の特例が認められる場合は、次に掲げる場合とする。

- | |
|--|
| <p>① 製造所が政令第9条第1項第1号ロからへまでの建築物又は工作物と同一敷地内にあり、かつ、これらと不可分の工程又は取扱いに係るもので、保安上支障のない場合は、その距離について適用しないことができる。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号）</p> <p>製造所等と高圧ガス製造施設等との距離については、敷地の内外にかかわらず、原則として所要の距離を必要とする。</p> <p>ただし、高圧ガス施設と製造所等とが不可分の工程にある場合、又は危険物及び高圧ガスの種類、周囲の地形、取扱いの実態等の状況から判断して危険物の規制に関する政令第23条の規定を適用しうる場合は、所要の距離をとらないことができる。（昭和38年10月3日自消丙予発第62号）</p> <p>工程上不可分な場合とは、製造所における危険物の製造又は取扱い工程において、危険物及び高圧ガスが混在する場合等をいう。（★）</p> <p>② 製造所及び一般取扱所は政令第9条第1項第1号ニに定める高圧ガス施設との位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合には、緩和することができる。</p> <p>なお、位置関係等から安全上支障がないと判断できる場合の例は以下のとおり。</p> <p>ア (ア)及び(イ)に適合している場合</p> <p>(ア) 主な工程が連続していること。</p> <p>(イ) 施設間に、延焼を防止できる耐火構造の壁又は隔壁があること。なお、新たに隔壁を設置（保有空地内への設置は認められないこと。）する場合においては、既設の消火設備で有効に包含できなくなる部分が生じないようにする必要があること。</p> <p>イ 高圧ガス施設が保安目的のみの高圧ガス（不活性ガス）施設で、保安距離を保たなければならない製造所又は一般取扱所の専用施設である場合。（平成13年3月29日消防危第40号）</p> |
|--|

別添 1 認定保安距離の運用 (★)

1 保安距離を短縮した際の最短の保安距離

防火上有効な塀を設けることにより、短縮できる保安距離は、次表に示す距離を短縮した際の最短距離とする。

ただし、危険物製造所等の保有空地が 9 m 以上のものは、政令第 9 条第 1 項第 1 号に規定する距離を短縮することはできない。

区分	危険物の倍数	危険物の危険性	危険作業度	短縮した際の最短の距離 (m)		
				住居に対するもの	学校等に対するもの	文化財等に対するもの
屋内貯蔵所	5 未満	X	a	6.5	20.0	35.0
		Y	b	5.0	16.0	29.0
	5 以上 10 未満	X	a	7.0	20.0	35.0
		Y	b	5.0	16.0	29.0
	10 以上 20 未満	X	a	8.0	22.0	38.0
		Y	b	6.5	18.0	32.0
	20 以上 50 未満	X	a	8.5	26.0	44.0
		Y	b	7.0	22.0	38.0
	50 以上 200 以下	X	a	10.0	30.0	50.0
		Y	b	8.5	26.0	44.0
屋外タンク貯蔵所	500 未満	X	a	8.5	26.0	44.0
		Y	b	7.0	22.0	38.0
	500 以上 1,000 以下	X	a	10.0	30.0	50.0
		Y	b	8.5	26.0	44.0
屋外貯蔵所	10 未満	X	a	8.5	26.0	44.0
		Y	b	7.0	22.0	38.0
	10 以上 20 以下	X	a	10.0	30.0	50.0
		Y	b	10.0	30.0	50.0
製造所 一般取扱所	10 未満	X	a	9.5	28.0	47.0
		Y	b	8.0	24.0	41.0
		X	a	8.0	24.0	41.0
		Y	b	6.5	20.0	35.0
	10 以上 50 以下	X	a	10.0	30.0	50.0
		Y	b	8.5	26.0	44.0
		X	a	8.5	26.0	44.0
		Y	b	7.0	22.0	38.0

※ 1 「住居」、「学校」、「文化財」とは、政令第 9 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。

※ 2 危険作業度 a、b は次の表（次ページ）によること。

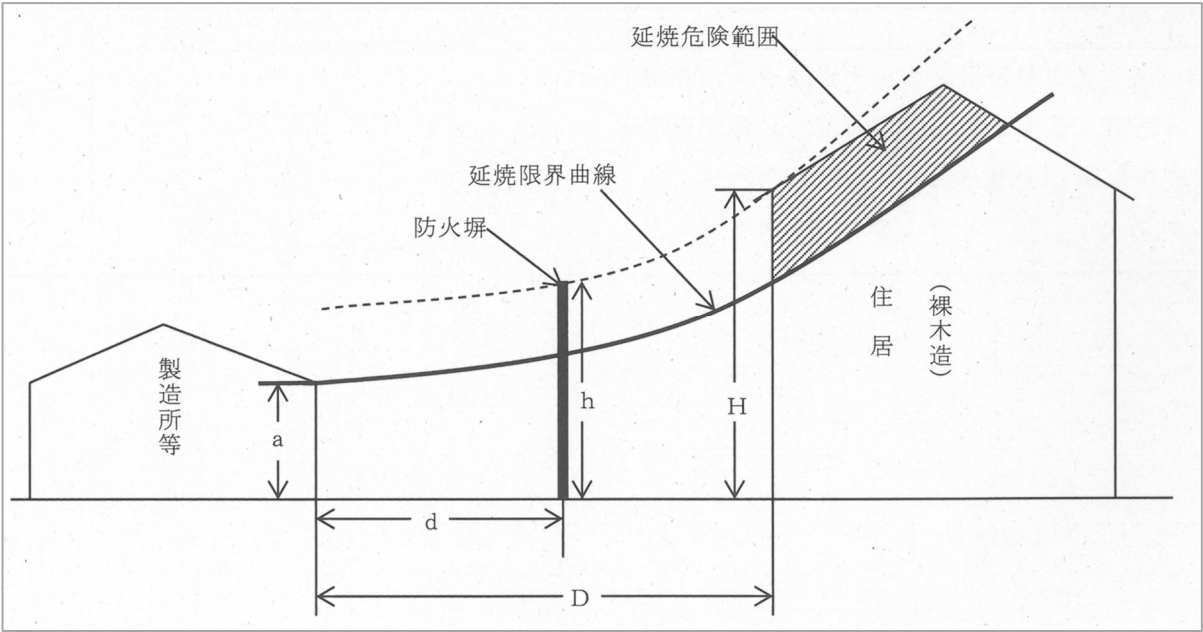
※ 3 危険物の危険性 X、Y については次の通り。

X	第一類の危険物のうち、第 1 種酸化性固体、第三類の危険物のうち、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム、第 1 種自然発火性物質及び禁水性物質、黄りん、第四類の危険物のうち特殊引火物、第 1 石油類、アルコール類、第 2 石油類、第五類及び第六類の危険物
Y	X 以外の危険物

危険度	条件
a	1 政令第25条第1項の「危険物の類ごとに共通する貯蔵又は取扱いの基準」に抵触する作業を行うもの（第4類の危険物のうち、前※3におけるYに該当するもので、燃焼の用に供するものを除く。） 例：アセチレンガス発生工場、混合火薬又は花火製造工場 2 通常の作業状態で引火性蒸気（引火点40℃以下の液体の蒸気とする。）又は可燃性微粉を著しく発散するもの。 例：吹付塗装工場、金属粉又は硫黄製造工場、ドライクリーニング工場、開放形容器で危険物の混合かくはんする作業、引火性蒸気を発散させる乾燥場等 3 引火性蒸気が発生し、かつ、著しく静電気の蓄積が予想されるもの。 例：機械的糊引作業所、グラビア印刷工場等 4 発火点又は分解点まで危険物を加熱するもの 例：ボイル油製造工場、セルロイドの加熱加工工場、石油ガス発生工場、焼入れ油を使用した工場等
b	a 以外の場合

2 塀の高さ

塀の高さは、延焼限界曲線を利用し、保安距離に接触する政令第9条第1項第1号イ、ロ、ハの建築物を延焼限界外の安全な位置に置き換えようとするもので、その算定方法は次によること。



製造所等と隣接建物の間隔…D
隣接建物の軒高…H
製造所等の原点の高さ…a
製造所等と防火塀との間隔…d とすると

$H \leq P D^2 + a$ の関係にあるときは、隣接建物が延焼限界外にあるため、塀は2 mの高さとする。

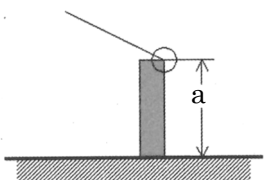
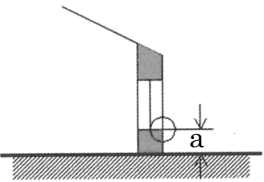
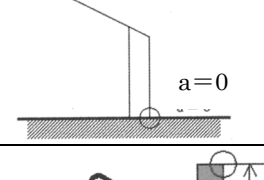
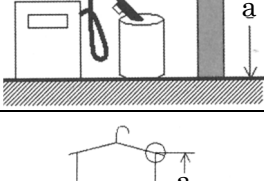
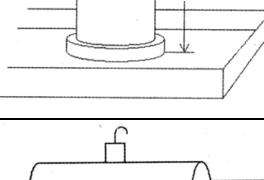
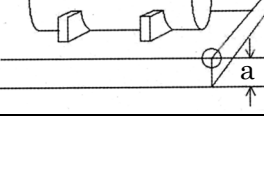
$H > P D^2 + a$ の関係にあるときは、隣接建物が延焼限界内にあるため、延焼限界外となるように、塀は2 mを超える高さとする。
この場合における必要な塀の高さ（h）は次式により求めること。

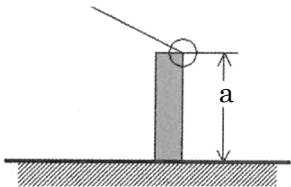
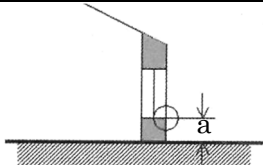
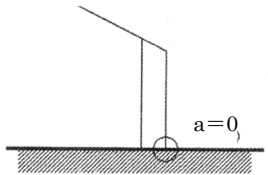
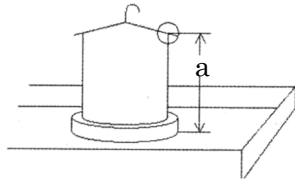
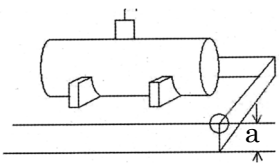
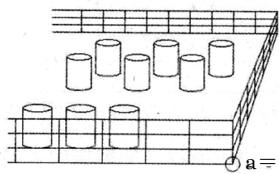
$$h = H - P (D^2 - d^2)$$

式中の P は次のとおりとする。

区 分	P の数値
- 住宅、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの - 住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造又は耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備が設けていないもの	0.04
- 住宅、学校、文化財等の建築物が防火構造（耐火構造を除く）で製造所等に面する部分の開口部に防火設備を設けているもの - 住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に防火設備（特定防火設備を除く）を設けているもの	0.15
住宅、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部分の開口部に特定防火設備を設けているもの	∞

式中の a（製造所の原点の高さ）は次のとおりとする。

区 分	原点の高さ	備 考
製造所・一般取扱所		壁体が耐火構造で造られ対隣建物に面する側に開口部のないもの、又は開口部に特定防火設備があるもの
		壁体が耐火構造で造られ開口部に特定防火設備がないもの
		壁体が耐火構造以外のもの造られているもの
		詰替場その他の工作物等
		屋外にある取扱タンク（縦型のもの）
		屋外にある取扱タンク（横置型のもの） 原点位置は、防油堤の上部とする。ただし、タンク内の蒸気を上部に放出する構造のものはタンク頂部とする。

区分	原点の高さ	備 考
屋内貯蔵所		壁体が耐火構造で造られ対隣建物に面する側に開口部のないもの、又は開口部に特定防火設備があるもの
		壁体が耐火構造で造られ開口部に特定防火設備がないもの
		壁体が耐火構造以外のものによって造られているもの
屋外タンク貯蔵所		縦型のもの
		横置型のもの、原点位置は、防油堤の上部とする。ただし、タンク内の蒸気を上部に放出する構造のものはタンク頂部とする
屋外貯蔵所		

※ 塀の高さの算定結果が2 m未満のときは、塀の高さは2 m以上とすること。

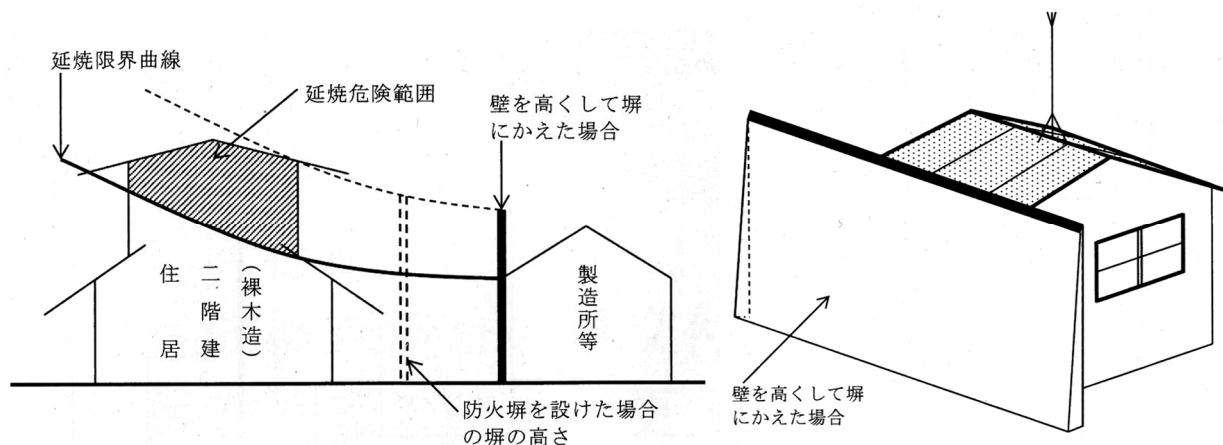
※ 塀の高さの算定結果が4 m以上のときは、塀の最大高さは4 m以上とし、次のいずれかによること。

- ① 当該製造所が第5種消火設備を必要とする場合は、第4種消火設備を1個以上増設すること。
- ② 当該製造所が第4種消火設備を必要とする場合は、第1種又は第2種もしくは第3種消火設備（以下「固定消火設備」という。）のうち、当該製造所の火災の消火に適応する固定消火設備を設けること。
- ③ 当該製造所が固定消火設備を必要とする場合には、第4種消火設備を当該製造所すべてを包含するように半径30 mの円の範囲内に1個以上増設すること。

3 壁体と防火塀の共用

製造所の保安距離に関し、壁を高くすることにより、防火塀を設けた場合と同様の効果が得られる場合には、製造所等の壁をもって塀を兼ねることができる。

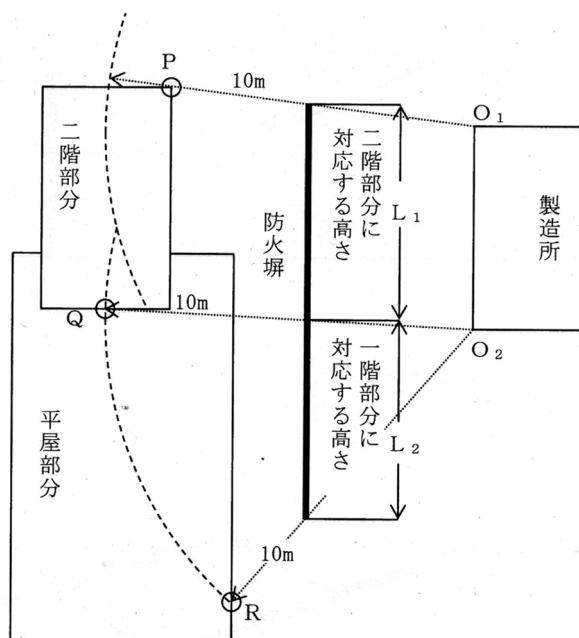
この場合、塀の高さの算定式中、製造所等と防火塀との間隔 d は 0 とすること。



4 塀の幅

塀の幅については、製造所等から保安距離の範囲にある該当建築物の部分が塀により延焼阻止することができる所要の幅から算定するものとする。

塀の幅の算定方法は、下図のように製造所等の外壁の両端 O_1 、 O_2 から 10 m（住居に対する場合）の円を描き、保安距離に抵触する隣接建物の角 P 、弧との交点 Q 、 R を求め、 O_1 と P 、 O_2 と Q 及び R をそれぞれ直線で結び、隣接建物の構造に対応する防火塀の幅 L_1 、 L_2 を求める。



5 塀等の構造

- (1) 製造所等から 5 m 以内に設置する塀は、耐火構造とすること。
- (2) 製造所等の塀を高くする場合は、その壁を耐火構造とし、開口部は設けないこと。
- (3) 塀等は、地震及び風圧力に耐える構造とすること。